疾病に罹患している者は医師、医薬品を服用している者は薬剤師に相談した上で摂取すべき旨	体調に異変を感じた際は速やかに摂取を中止し医師に相談すべき旨	対象農産物
		遺伝子組換え農産物に関する事項
		1　次に定めるところにより表示する。 一　二に掲げるもの以外の対象農産物 イ　分別生産流通管理が行われたことを確認した遺伝子組換え農産物である対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換えのものを分別」、「遺伝子組換え」又は「分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示する。 ロ　生産又は流通のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物が分別されていない対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換え不分別」、「遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示する。 ハ　分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換えでないもの」、「非遺伝子組換え」又は「分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨を表示する。 二　別表第十八の上欄に掲げる形質を有する特定遺伝子組換え農産物を含む同表の下欄に掲げる対象農産物 イ　特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特定遺伝子組換え農産物の場合は、別表第十八の右欄に掲げる対象農産物の名称の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換え」、「○○○遺伝子組換え」又は「分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨を表示する。 ロ　特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合されている場合は、別表第十八の下欄に掲げる対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換え」、「○○○遺伝子組換え又は非遺伝子組換え」又は「分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合されている旨を表示するもの。この場合において、「○○○遺伝子組換え」、「○○○遺伝子組換え又は非遺伝子組換え」等の文字の次に括弧を付して「分別生産流通管理が行われた」等の作目に属する対象農産物に占める特定遺伝子組換え農産物の重量の割合を表示することができる。

			2　分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざる一農産物又は一遺伝子組換え農産物の混入があった場合において、別表第十八の下欄に掲げる対象農産物の場合にあっては、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「分別生産流通管理が行われた」、「分別生産流通管理」又は「分別」を表示する。 3　意図せざる特定分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざる特定遺伝子組換え農産物の一定の混入があった場合において、別表第十八の下欄に掲げる対象農産物の場合にあっては、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換え不分別」、「遺伝子組換えでない」又は「非遺伝子組換え」を表示する。ただし、玄米及び精米にあっては、第十九条に定めるところによる。
	乳児用規格適用食品	乳児用規格適用食品である旨	「乳児用規格適用食品」の文字又はその旨を的確に示す文言を表示することが容易に判別できるものにあっては、乳児用規格適用食品である旨の表示を省略することができる。
		内容量	計量法の規定により表示する。ただし、玄米及び精米にあっては、第十九条に定めるところによる。
		食品関連事業者の氏名又は名称及び住所	食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示する。ただし、玄米及び精米にあっては、第十九条に定めるところによる。
	特定商品の販売に係る計量に関する政令第五条に規定する特定商品であって密封（商品を容器に入れ、又は包装して、その容器若しくは包装に封紙を付し、これらに破棄し、当該物象の状態の量を増加し、又は減少するようにすることができないようにすることをいう。以下同じ。）されたもの	（個別的義務表示） **第十九条**　前条に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用生鮮食品のうち別表第二十四の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合及び容器包装に入れないで、かつ、生産した場所で販売する場合又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。 （義務表示の特例） **第二十条**　前二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあっては、同表の下欄に掲げる表示事項の表示は要しない。	

生産した場所で販売する場合又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合（以下この表において同じ。）	名称（容器包装に入れられたシアン化合物を含有する豆類、あんず、おうとう、かんきつ類、キウィー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも、りんご、食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）、生乳、生山羊乳、魚類（生かきを除く。）、ふぐ（ふぐの内臓を除去し、及びふぐの精巣を除く。）、鶏の殻付き卵（ひわっていり身又はむき身にした魚介類（生食用のものを除く。）、凍結させた魚介類（生食用のものに限る。）、冷凍食品（凍結させたものを除く。）、生食用かきの殻付き及びむき身（生食用かきを除く。）、生食用鮮魚介類（切り身にしたもの及び皮をはいだもの（凍結させたものを除く。）、生食用冷凍鮮魚介類（切り身にしたもの及び皮をはいだもの（凍結させたものを除く。）、生食用鮮かつお及びかじき（切り身にしたもの及び皮をはいだもの（凍結させたものを除く。）、生食用冷凍かつお及びかじき（切り身にしたもの及び皮をはいだもの（凍結させたものを除く。）、生食用鮮ほたてがい（貝柱（ひもを含む。）に限る。）、生食用冷凍ほたてがい（貝柱（ひもを含む。）に限る。）、生食用鮮かき（殻付きのもの及びむき身に限る。）、生食用冷凍かき（殻付きのもの及びむき身に限る。）、生食用鮮あわび（内臓を除去したもの及び貝殻を除いたものに限る。）、生食用冷凍あわび（内臓を除去したもの及び貝殻を除いたものに限る。）、生食用鮮うに（殻を除いたものに限る。）、生食用冷凍うに（殻を除いたものに限る。）、生食用鮮さざえ（内臓を除去したものに限る。）、生食用冷凍さざえ（内臓を除去したものに